

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成26年9月

伊 那 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1	伊那市農業の現状と振興方針	1
2	農業構造の動向と課題	1
3	効率的経営体の目標	2
4	農業経営基盤強化の方向	3
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	7
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
1	経営体の所得目標	7
2	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	8
3	農業経営指標	8
第 2 の 2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	
1	経営体の所得目標	9
2	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	10
3	農業経営指標（新規就農計画）	10
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その 他農用地の利用関係の改善に関する事項	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	11
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	利用権設定等促進事業に関する事項	13
2	農地中間管理事業の実施に関する事項	19
3	農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	19
4	農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用 地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業 の実施の促進に関する事項	22
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	23
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
8	新たに農業経営を営もうとする青年等の就農促進に向けた取組	24
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	25
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	25
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	26
第 6	その他	30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伊那市農業の現状と振興方針

伊那市は、長野県南部を南下する天竜川を挟む伊那谷の中央部に位置し、天竜川と三峰川沿いを中心に広がる平坦な沖積盆地等の立地条件を生かして稲作を主体とする農業生産を展開してきました。これらの地域で作られた米はブランド米として、食味の上でも高い評価を得ています。米の生産調整対策事業を契機として天竜川を境とする東部地区においては花きを中心に施設園芸が普及し、中央アルプス山麓に広がる畑作地帯が中心の西部地区においては、酪農並びにスイートコーン、アスパラガス及びりんご等を生産する野菜・果樹栽培地帯となっています。また高遠町、長谷地区においても、水稻を主とし、花きやソバ等の栽培が盛んに行われています。

本市における経済・社会的な地位に占める農業の役割は、厳しい立地条件に立たされる中山間地域も含めた市勢の均衡ある発展を図るうえでも重要な位置づけとなっていますが、担い手の減少と高齢化、耕作放棄地の増加など種々の課題も抱えています。

今後も、稲作を中心として、園芸、畜産などを取り入れた複合営農形態を農業構造の基本とし、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）等により明確にした効率的な経営体の経営基盤の強化を行いつつ、担い手農家・経営体を育成し、米、野菜、果樹、花き、畜産等の生産振興を図り農産物総合供給産地化、ブランドの確立や6次産業化をめざします。特に、土地利用型農業で規模拡大を志向する農家・経営体と施設園芸や畜産等による集約的農業を志向する農家・経営体や規模を縮小したい農家との間で、農地の賃貸借や労働力の需給等の役割分担を明確化し、農業振興を図ります。一方、厳しい立地条件を迫られている中山間地域では、農業・農村の持つ多面的機能も重視し、中山間地域等直接支払交付金などを活用し地域の活性化を図ります。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある効率的な土地利用に努めるものとします。

2 農業構造の動向と課題

(1) 農家と農業者

伊那市の農業構造のうち、農家と農業者については、高度経済成長期から昭和57年の中央自動車道西宮線の全線開通を更なる契機として第二次及び第三次産業の企業進出が相次いで農村部から労働人口を吸い上げ、その分農業の兼業化が進み、特に土地利用型農業の担い手不足が顕著となり、併せて農業従事者の高齢化や女性に依存する傾向が高まっています。

また、農業経営の規模拡大や効率化を目指す担い手農家のほか、安定兼業農家、高齢農家、自給的農家及び土地持ち非農家へと農家の階層分化と多様化が一層進行すると見込まれ、このまま推移すると農業生産力の減退及び農地等の地域資源の維持・保全が難しくなることも予想されます。さらに中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地になっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあります。

これらに対応するため、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の推進を通じて、効率的経営体とそれを担う人材、また集落を基盤とした生産組織等多様な担い手を育成していくと

ともに、従来から進めてきた集落営農をさらに発展させ地域ぐるみで農地等の地域資源を維持保全し、農業生産力を発展させるような営農体系を確立する必要があります。

(2) 農用地

農用地については、遊休荒廃地化が増す状況になってきていますが、こうしたなか農業委員及び農協役員を推進役とする農地銀行活動を中心に農地の流動化運動を展開してきた結果、流動化率は20.6%（平成26年3月現在）となつてはいますが、耕作条件の悪い農地を貸したり、過去の経緯でやむを得ず借りているなど問題点も少なくないため、今後は、育成すべき農業経営の目標等を明確にし、農用地の利用集積の一層の促進によりその規模拡大を支援するとともに、兼業農家を中心に農業経営を外部に依存する傾向にも対応する農作業受委託の更なる促進を図る必要があります。

(3) 農業技術

農業技術については、農業者の進取の取り組みを基本に、行政、試験研究機関及び団体の連携による先端技術の研究・開発並びに組織的な普及推進により生産性の向上等に大きく寄与してきました。

今後は、内外の厳しい産地間競争に打ち勝つための新品種・新作物等の育成技術、労働時間の短縮や労働の軽減等を図るための省力・低コスト化技術、生産性向上・安定化技術、品質・付加価値向上技術及び環境にやさしい農業を促進する技術等の開発・実用化等を総合的に推進する必要があります。

(4) 資本装備等

機械・施設等の資本装備については、強い農業づくり交付金や元気が出る地域づくり交付金、市単独事業である農業機械等導入事業等の助成施策や制度資金の活用とともに、機械・施設の効率的利用を進め、一層の経営の合理化と経営基盤の強化を図る必要があります。

また、労働力の調整、農産加工の振興、集出荷流通体制の合理化及び経営安定対策、農業共済制度の活用等を総合的に推進し、効率的経営体を支援する体制整備を進める必要があります。

(5) 安全・安心な農産物の供給体制の確立

BSE問題や食品の虚偽表示問題、農薬の不正使用問題等に関連して、「食」と「農」に関する様々な課題が顕在化しています。こうした問題が発生すると長年にわたり築き上げてきた産地としての「信頼」を一瞬で失う結果となってしまうことから、安全・安心な農産物を供給できる産地体制づくりにより、消費者の信頼を回復することが急務となっています。

3 効率的経営体の目標

伊那市はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的経営体を育成することとします。

具体的には、地域の優良な農業経営の事例を踏まえつつ、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2100時間程度）の水準で、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり500万円程度）の確保を目指すものとします。

一方、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開している中山間地域等にあつては、経営の主体を占める農業生産部門に加えて、地域の特色と資源等を生かした多様な農業関連事業部門の展開を図るなど、農業経営の多角化も含めて所定の農業所得目標の達成を目指します。（対象地区は別紙1のとおり）

4 農業経営基盤強化の方向

(1) 基本的誘導方向

伊那市は、将来の伊那市農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施します。

まず、伊那市農業委員会、上伊那農業協同組合、上伊那農業改良普及センター及び南信農業共済組合等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うために伊那市農業振興センター（以下「農業振興センター」という。）の体制を整備強化するなどにより、集落及び旧村地区段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進します。更に、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して農業振興センターの濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行う等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導します。

① 農業構造再編の方向

今後は、農家の階層分化と多様化が一層進み、高齢農家や自給的農家の多くは作業委託等による経営の外部依存を進めながら生産規模を縮小する方向に向かい、土地持ち非農家等も相当数生まれると見込まれることから、地域の実態と農業者の意向に即した方向を以下から選択して早急に推進するものとします。

ア 農業で自立する意欲をもって規模拡大・経営改善を目指す者を明確化して、効率的経営体への移行を進める方向（個別経営型）

イ 生産組織を育成し、構成農家の営農を補完しつつ法人化等により効率的経営体への移行を進める方向（組織経営型）

ウ 集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、組織経営体若しくは個別経営体の育成を進める方向（集落営農型）

エ 第3セクターや農地保有合理化法人等が農地の保全管理等を行う公的支援体制を整備し、農業生産を維持しつつ、個別経営体若しくは組織経営体の育成を進める方向（公的支援型）

② 農業構造再編の方法

今後、農業振興センターの充実にあたり、市、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農業共済組合及び農業者・消費者団体代表者等が構成員となり、担い手の育成及び確保、優良農用地の確保と有効利用、農地流動化の推進、農作業受委託の推進及び農村の活性化などの諸機能を主体的に果たすものとなるよう検討します。

ア 集落を基本単位とする取り組みの推進

農地流動化等構造再編に関しては、先進的な集落営農実践組合等で行われている集団的土地利用を範としつつ、集落における合意形成と利用調整機能を活用しながら、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努めます。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託調整を円滑化し、作業受託による実質的な作業面積の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努めます。

また、協業等生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で、また農業生産法人等の組織経営体への母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることによりこれらを育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図ります。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場へ参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。

イ 効率的経営体の育成

農業振興センターの調整・支援活動の取り組み等を通じ、各種施策を有効に活用して効率的経営体の育成に努めます。

具体的には、農業経営改善計画認定制度や特定農業法人制度等を活用して、地域農業の担い手となる効率的経営体や今後育成すべき農業者等を明確化し、地域の営農実態と意向を踏まえながら、農作業受委託や利用権設定等による農用地の利用集積を推進するとともに、農業振興センターの構成機関の役割分担と連携による機械・施設の貸付、オペレーターの派遣、労働力の調整、生産物の販売及び経営管理サービスの実施等を通じて効率的経営体等の経営基盤の強化を図ります。

ウ 産地体制の維持・強化

産地ごとの構造上の課題を明確化してその改善を進めるとともに、効率的経営体の育成や女性・高齢農業者の生産を支援するなど生産体制の整備を進め、産地としての生産・販売規模の維持・拡大と体質強化を図ります。

エ 6次産業化や関連産業と連携した構造再編の推進

農業構造の再編と併せて、直売、加工などの6次産業化や地場産業の振興、農村工業導入、都市農村交流等による就業機会の増大を図る等、関連産業と連携した農村全体の構造再編対策を推進します。

(2) 部門別誘導方向

以下の部門別の対応とともに、稲わらや堆肥の流通（堆肥銀行）や機械・施設の共同利用（機械銀行）等、部門別の合理的な補完関係の構築する地域農業の複合化を農業振興センターを通じて促進します。

① 普通作物

米・麦等土地利用型作物については、地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等により規模拡大を促進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成や産地の形成を促進します。

また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農用地の利用集積と連担化を推進し、効率的な作業単位の形成と生産性向上を図ります。これらと併せ、効率的経営体と地域の多様な農家による道水路・畦畔管理等補助的作業の合理的分担体制の整備を進めます。

② 園芸作物

野菜・果樹・花き等の園芸作物については、園芸振興を通じて畑地整備と作付けの団地化、省力・機械化、新品目・新品種の開発、委託育苗等部分作業受委託の推進、雇用労働力の調整等を総合的に推進し、規模拡大と産地の体質強化を図ります。

③ 畜産

先進技術と高能力家畜の導入、畜産物の高付加価値化、経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産と国産稲わらの利用促進、ヘルパー制度の充実及び家畜排せつ物の適切な管理と利用促進等を進め、ゆとりある安定した経営の確立を図ります。

④ 施設型農業

高収益作目の導入、効率的な管理システムの導入、合理的集出荷流通体系の確立、土地利用型部門の作業や経営の委託、品目の適切な組合せ及び資金と経営管理の合理化等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上、経営の安定化を図ります。

⑤ 地域農業の複合化

これらの課題への対応に加えて、稲わらや堆肥の流通（堆肥銀行）や機械・施設の共同利用（機械銀行）等、部門間の合理的な補完関係を構築する地域農業の複合化を農業振興センターを通じて促進します。

(3) 部門別経営改善のポイント

区分	土地利用型農業		施設型農業	畜産
	普通作物	園芸作物		
規模拡大	<ul style="list-style-type: none"> 農地流動化の推進 組織的作業受委託推進 集落営農組織育成 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手規模拡大支援 組織経営体の育成 共同利用組織育成 	適正な経営規模の確立 リースハウスの推進	
低コスト化	<ul style="list-style-type: none"> 大規模省力生産体系の確立 土地利用集積による効率的作業単位の確立 機械施設の効率的利用 ほ場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 生産安定技術の確立 低コスト・省力技術体系の確立 機械施設の効率的利用 		<ul style="list-style-type: none"> 先進技術の導入と飼養管理技術の向上 家畜生産能力の向上 家畜損耗防止 飼料自給率の向上
付加価値向上	品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 新品目・新品種・新作型の導入と産地化 特産品の開発 地域内消費、直売等多様な流通チャンネルの拡大 保鮮流通システムの確立 		<ul style="list-style-type: none"> 高品質畜産物の生産・流通

経営体 質強化	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模農家、生産組織等の法人化 ・経営管理能力の向上 		<ul style="list-style-type: none"> ・休日のある経営の確立 ・自己資本比率の向上 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・周年就労形態の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働ピークの解消 ・過重労働等の改善 ・価格安定対策 ・災害防止、共済加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動環境制御システム 確立 ・作業環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の利活用の 促進 ・経営安定、価格安定対策 ・国産稲わらの利用促進 	
農業振 興セン ターに よる 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用集積と集団化 ・作業受委託の推進 ・集落営農の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力の斡旋・確保 ・部分作業委託の体制 づくり ・高齢農家の樹園地等 の 継承 ・産地の維持強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・集出荷流通システム の 近代化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー制度の充実 ・広域診療体制の整備 ・家畜排せつ物対策 	

(4) 地帯別振興方向

① 市街地近郊地帯

この地帯は、混住化等市街地化の影響が著しい地帯で、経営規模が比較的小さく自給的農家が多いほか、農地を資産として考える農家が多く流動化率は低く、作業受委託も進展していません。

今後は、計画的な土地利用調整を進め、団地的優良農地の確保に努めるとともに、果樹・野菜・花き等の振興、農作業受託体制の整備による農用地の利用集積の促進を図ります。また、市民農園等の農地の多面的活用も検討します。

② 水田地帯

本市の農業地域の大半を占めるこの地帯は、稲作経営の割合が高く、経営規模が比較的大きいものの兼業農家が多く、農地の流動化や作業受委託は進んでいます。

今後は、個別経営体、組織経営体による土地利用型の複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて麦・大豆、飼料作物の生産や園芸作物の作付けを促進するとともに、農地の流動化や農作業受委託の一層の推進により、水田の有効活用と経営の合理化を図ります。

また、兼業化が進んでいる地域では、多様な農業者が参画して集落を基礎とした生産組織を育成するなど集落営農によるコスト低減を促進します。

③ 畑作園芸地帯

西箕輪地区から西春近地区におよぶ伊那西部地域においては、伊那西部開発事業による畑地かんがい整備され、スイートコーンやりんごなど野菜、果樹の栽培が盛んであり、また畜産飼料の供給地ともなっています。経営規模は大きいですが、近年、離農や経営規模縮小などによって農地の遊休化も見られる状況にあります。

今後は、担い手農業者の規模拡大によりこれら遊休農地の解消に努めるとともに園芸作物、畜産を主体とした複合営農の確立を目指します。

④ 中山間地帯

高遠町、長谷、富県新山地区をはじめとするこの地帯は、農業生産基盤に恵まれておらず、また高冷地であるため自然環境の変化を受けやすく、経営規模も比較的小さいことから農業生産構造は脆弱です。

今後は、担い手確保対策を総合的に推進し、地域特産物や観光資源等を活用した農産物加

工・観光農園等付加価値の高い農業の展開を図ります。また、中山間地域等直接支払制度等の活用により耕作放棄の発生防止と地域の活性化を図ります。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

新規就農の状況については、平成24年度の新規就農者は10人程であり、5年後には累計100人(45歳未満)の確保を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進します。

また、JAにおける確保目標の明確化や、円滑な就農に向けた地域段階での研修体制や支援施策の充実を図るとともに、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組を進めます。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とします。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行うため、関係機関・団体等をつなぐ情報収集・提供ネットワークシステムを整備し、基礎的な就農関係情報の相互交換を促進します。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の方向を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現在伊那市で展開している優良事例を踏まえ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

1 経営体の所得目標

本指標は、現時点で見込まれる先進的な技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものです。

個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者(補助的従事者)1~2人により効率的な経営規模を形成し、労働ピーク時の不足労働力は雇用により対応することとしており、家族従事者の労働報酬を含めた経営体単位の年間所得は、おおむね800万円程度(主たる従事者1人あたりは500万円程度)を見込んでいます。

ただし、不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、経営体1体当たりおおむね460万円程度(主たる従事者1人あたりは330万円程度)とし、関連事業部門と組み合わせて年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者全員が従事者1人あたりの所得目標の実現を目指します。

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により経営の合理化を図るとともに、共済制度や価格安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により、他産業従事者並みの労働時間の実現を目指します。また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、ヘルパー制度の活用、法人化の推進、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図ります。

3 農業経営指標

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲	12ha		1.0	1.5	5,560	6,100	
2	水稲+作業受託	9ha	水稲9ha 作業受託9ha	1.0	1.5	5,690	6,090	
3	水稲+小麦+作業受託	14ha	水稲9ha 小麦5ha 作業受託5ha	1.0	1.5	5,610	6,080	
4	水稲+小麦+作業受託(組織)	35ha	水稲20ha 小麦15ha 作業受託15ha	3.0		5,560	16,690	
5	水稲+小麦+大豆(集落営農)	50ha	水稲30ha 小麦10ha 大豆10ha	3.0		5,800	17,420	
6	りんご	210a	ふじ100つがる50 秋映30 シナスイト30	1.0	1.5	5,570	6,850	
7	アルストロメリア	50a		1.0	1.5	5,890	8,140	
8	トルコギキョウ	80a		1.0	1.5	5,640	8,090	
9	カーネーション	50a		1.0	1.5	6,070	9,230	
10	シクラメン	75a		1.0	1.5	5,760	9,550	
11	シクラメン+鉢物	75a	シクラメン60a 鉢物15a	1.0	1.5	5,530	9,170	
12	花苗生産	90a		1.0	1.5	5,660	8,570	
13	酪農		経産牛60	1.0	1.5	5,790	7,080	
14	野菜類	320a	スイートコーン100 ｶﾌﾌﾞﾙ50ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ100 ねぎ70	1.0	1.5	5,690	7,120	
15	いちご	35a	養液栽培	1.0	2.0	5,510	6,630	
16	施設野菜	60a	キュウリ35 トマト25	1.0	1.5	5,860	7,150	
17	水稲+施設野菜	345a	水稲300 キュウリ45	1.0	1.5	5,610	6,720	
18	水稲+りんご	470a	水稲300 ふじ120 つがる50	1.0	1.5	5,690	6,830	
19	水稲+なし	370a	水稲250 幸水30 豊水30 南水60	1.0	1.5	5,540	6,600	
20	水稲+酪農	450a	水稲450 経産牛40	1.0	1.5	5,950	7,010	
21	ブナシメジ		24万本×3	1.0	1.5	5,580	9,420	
22	エノキダケ		12万本×5	1.0	1.5	5,670	8,610	
23	ブナシメジ+エノキダケ		ブナシメジ13万本×3 エノキダケ6万本×6	1.0	1.5	5,610	9,530	
24	水稲+ブナシメジ	300a	水稲300a ブナシメジ18万本×3	1.0	1.5	5,580	8,590	
25	水稲+エノキダケ	200a	水稲200a エノキダケ10万本×5	1.0	1.5	5,650	8,200	
26	水稲+ほうれんそう	480a	水稲250 ほうれんそう230	1.0	1.5	5,520	7,420	
27	水稲+アスパラガス	240a	水稲120 アスパラガス120	1.0	1.5	5,820	6,940	
28	水稲+トルコギキョウ+その他花卉	290a	水稲240 トルコギキョウ30 ｱﾙｽﾄﾚﾘｱ20ｱ	1.0	1.5	5,580	7,510	
29	水稲+トルコギキョウ	500a	水稲450 トルコギキョウ50	1.0	1.5	5,610	7,340	

30	水稲+アルストロメリア	240a	水稲 200 アルストロメリア 40	1.0	1.5	5,640	7,530	
31	水稲+バラ	330a	水稲 300 バラ 30	1.0	1.5	5,600	6,830	
32	水稲+ラン類	280a	水稲 260 ラン類 20	1.0	1.5	5,540	6,880	
33	水稲+カーネーション	240a	水稲 220 カーネーション 40	1.0	1.5	5,790	8,400	
34	水稲+ゆり類	260a	水稲 260 ゆり 40	1.0	1.5	5,540	6,190	
35	野菜類+りんご	200a	アスパラガス 80 アスパラガス 70 ふじ 30 つがる 20	1.0	1.5	5,750	6,930	
36	酪農+アスパラガス	50a	経産牛 35 アスパラガス 50	1.0	1.5	5,570	6,770	
37	水稲+作業受託	8.5ha	水稲 3ha 作業受託 5.5ha	1.0	0.5	3,380	3,720	中山間
38	水稲+そば	9.5ha	水稲 7 そば 2.5	1.0	0.5	3,380	3,710	中山間
39	水稲+そば+小麦	12ha	水稲 6 そば 3 小麦 3	1.0	0.5	3,300	3,640	中山間
40	水稲+トルコギキョウ	235a	水稲 200 トルコギキョウ 35	1.0	0.5	3,390	4,550	中山間
41	水稲+アルストロメリア	145a	水稲 120 アルストロメリア 25	1.0	0.5	3,500	4,680	中山間
42	水稲+果樹	335a	水稲 250 ふじ 55 つがる 30	1.0	0.5	3,350	3,980	中山間
43	水稲+野菜	175a	水稲 150 キュウリ 15 トマト 10	1.0	0.5	3,340	3,910	中山間
44	果樹+野菜	75a	ふじ 30 つがる 203 アスパラガス 15 キュウリ 10	1.0	0.5	3,440	4,140	中山間
45	果樹	130a	ふじ 90 つがる 40	1.0	0.5	3,300	4,070	中山間
46	採卵鶏		20,000羽	1.0	0.5	3,520	4,770	中山間

生産方式	水稲	: 大型機械化作業体系、適正品種の導入、品種構成(早生 20 中生 80)、直播栽培、良質米栽培、施肥配分技術、減農薬、適期収穫		
	水稲	: 中型機械化作業体系、作業受託、適正品種の導入、良質米栽培、施肥配分技術、減農薬、適期収穫		
	麦、大豆、そば	: 大型機械化作業体系、排水対策、適期収穫		
	りんご	: オリジナル品種の導入、品種構成(早生 25 中生 15 晩生 60)、新しい化栽培(M.9 ナガノ等の利用)、適正着果、訪花昆虫利用、性フェロモン利用		
	なし	: 品種構成(早生 30 中生 30 晩生 40)、土づくり、適正施肥による化学肥料の低減		
	ほうれんそう	: 雨よけ栽培 70、露地栽培 30		
	スイートコーン	: 7月の生産拡大と出荷ピークの分散、イエロー系の導入、品種バランスの適正化		
	アスパラガス	: 半促成長期どり作型、複合作目の導入、防除機の導入		
	トマト	: 作型構成(半促成 70 雨よけ 30)、セル成型接木苗利用、天敵利用、養液土耕、マルハナバチ利用、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入		
	キュウリ	: 作型構成(半促成 20 雨よけ 60 抑制 30)、セル成型接木苗利用、天敵利用、養液土耕、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入		
	いちご	: 溶液栽培、無人防除機、天敵利用		
	カーネーション	: 品種構成(スタンダード 50 スプレー 50)、灌水同時施肥(養液土耕)栽培、無人防除機、選花機		
	バラ	: 品種構成(加温 40 無加温 40 周年 20)、無人防除機、選花機		
	トルコギキョウ	: オリジナル品種の導入、冷房育苗(土耕)栽培、無人防除機、作型分化、共同育苗		
	アルストロメリア	: 新品種の導入、地中冷却技術、無人防除機、茎切断機		

シラメン	: F1品種の導入、補完品種の導入、エアアンドフロー給水装置、ムセングベソシステム、自動移植機				
ソビヅル	: 新品種の導入、栽培期間3年、エアアンドフロー給水装置、ムセングベソシステム				
えのきだけ	: 大口径ビン、施設周年栽培、培養センター利用栽培、作業自動化、1株包装				
ぶなしめじ	: 高栄養培地の利用、栽培期間短縮技術、施設周年栽培、作業自動化				
酪農	: フリーストール方式、通年サイレージ給与、TMR技術、牛群検定、牛群ドック				
集落営農	: 大型機械化作業体系				
農業関連事業部門の展開方向	N0	区分	内容	年間所得	備考
	1	観光農園経営	観光農園(いちご、りんご等)直売施設1棟	2,000程度	加工処理施設は共同 施設直売と産地直送
	2	漬物共同加工経営	野菜、果樹、きのこ加工品等加工処理施設1棟		
	3	農産物直売所	果樹、野菜、きのこ、加工品等直売施設1棟		
	4	観光牧場経営	肉等の販売		
5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験宿泊棟・農作業体験棟			

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 経営体の所得目標

本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものです。

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいものが

あります。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の効率的かつ安定的な農業経営の指標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模、就農時の生活に関する所得水準等を勘案し、年間農業所得を250万円程度とします。

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（1,900～2,100時間）の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上とします。

3 農業経営指標（新規就農計画）

（単位：a、人、千円）

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	野菜（ミニトマト＋ズッキーニ）＋水稲	360a	ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a、水稲 320a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	野菜（アスパラガス＋ジュース用トマト）＋水稲	380a	アスパラガス（半促・長期）40a、ジュース用トマト 40a、水稲 300a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	野菜（キャベツ＋ジュース用トマト）＋水稲	580a	キャベツ 300a、ジュース用トマト 30a、水稲 250a	1.0	1.0	2,500	3,500	
4	果樹（もも＋りんご）＋水稲	150a	あかつき 20a、白桃 20a、シナスイート 20a、ふじ 20a、水稲 70a	1.0	1.0	2,500	3,100	
5	果樹（柿）＋水稲	300a	柿 40a、水稲 260a	1.0	1.0	2,500	3,100	
6	果樹（りんご専作）	100a	つがる 30a、シナスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新しい化
7	果樹（ぶどう専作）	60a	無核巨峰 20a、カガバール 10a、ビオネ 10a、シャインマスカット 10a、露地巨峰 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	
8	果樹複合（りんご＋ぶどう）	60a	シナスイート 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、カガバール 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新しい化
9	果樹複合（りんご＋もも＋ブルーベリー）	100a	つがる 20a、シナスイート 20a、ふじ 40a、白鳳 10a、ブルーベリー 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新しい化
10	果樹・野菜複合（ぶどう＋アスパラガス）	75a	無核巨峰 30a、カガバール 15a、シャインマスカット 10a、アスパラガス（半促成）20a	1.0	1.0	2,500	3,200	アスパラは5/中で収穫を切り上げる
11	果樹・野菜複合（りんご＋ミニトマト）	95a	つがる 20a、シナスイート 30a、ふじ 40a、ミニトマト 5a	1.0	1.0	2,600	3,200	りんごは新しい化

12	野菜(夏秋いちご専作)	20a	夏秋イチゴ(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
13	野菜(すいか専作)	160a	すいか 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
14	野菜複合(トマト+きゅうり)	55a	トマト(雨よけ)15a、 きゅうり(半促成 20a→抑制 20a)	1.0	1.0	2,500	3,500	
15	野菜複合(ミニトマト+リーフレタス)	140a	ミニトマト 20a、リーフレタス 120a	1.0	1.0	2,500	3,400	
16	野菜複合(トマト+ズッキーニ+ブロッコリー+ほうれんそう)	70a	トマト(雨よけ)20a、ズッキーニ 10a、 ジュース用トマト 20a、ホレソウ(冬作)20a	1.0	1.0	2,500	3,300	
17	野菜複合(ミニトマト+きゅうり+ほうれんそう)	65a	ミニトマト 15a、きゅうり(半促成 20a→抑制 20a)、 ホレソウ(冬作)10a	1.0	1.0	2,500	3,800	
18	野菜複合(リーフレタス+キャベツ)	290a	リーフレタス 70a、キャベツ 300a	1.0	1.0	2,600	3,600	
19	野菜複合(ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう)	190a	ブロッコリー(初夏まき)50a、 リーフレタス 70a、ホレソウ(雨よけ)70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ホレソウは 20a ハウスを 3.5 回転
20	花き(施設+露地)	55a	施設(7・8 月出荷 15a、9・10 月出荷 15a)、 露地(9 月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	
21	花き(トルコギキョウ+アルストロメリア)	40a	トルコギキョウ(普通 5a、抑制 20a)、 アルストロメリア 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
22	繁殖和牛	32 頭	繁殖和牛 32 頭、 ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	2,600	

※中山間地域は 2,000 千円とします。

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましい。 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。 <p>2 経営管理及び生産技術</p> <p>経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。</p>
-------------------------	--

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

(1) 効率的経営体の農用地利用面積シェアの目標

効率的経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

地帯区分	効率的経営体が農用地の利用に占める 面積のシェアの目標
------	--------------------------------

水田地帯	55%程度
畑作園芸地帯	50
中山間地帯	35
市全体	50

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとします。

- (注) 1 効率的経営体が地域の農用地の利用に占める面積には、基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む
- 2 目標年次は、おおむね10年後とする
- 3 水田地帯には、市街地近郊地帯を含む

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

伊那市の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、担い手等への農地の利用集積が進んできています。区画整理された経営農地は比較的集約されており、農作業の効率化等を図るため、担い手の規模拡大が進められています。

また、伊那市の山間部では、担い手の高齢化や後継者不足により遊休農地の拡大が懸念されており、不整形区画の農地が多くあるため農地の集積が容易に進まない状況です。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されます。このため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進することとします。地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとします。

ア 整備された畑作地帯と大規模な水田を有する伊那西部地域では、稲作、野菜、酪農等の複合型の農業が行われており、今後担い手を中心に農地の集積を進めます。

イ 広大な水田地帯を有する伊那東部地域では、昔から「米どころ」として農業が行われてきており、水田を中心に野菜、花卉等の複合的な農業が行われています。今後、集落営農組織等の担い手による地域農業の構築を目指し、農地の集積を進めます。

ウ 中山間地農業を主体とした旧高遠町、旧長谷村においては、標高の高い地域に農地があり、稲作を中心とした農業を営んでいますが、農業者の高齢化が進み遊休農地の増加に加え農作物の有害鳥獣被害により、農地の集積は困難な状況となっています。今後は、地区農業振興センターを中心とした農地の集積に努めます。

また、関係機関とともに以下の施策・事業の実施を図っていきます。

- ①担い手を中心とした農地の利用集積を推進し、効率的な農業を目指します。

②農地の集積を推進するため、各地区に設立された集落営農組織の法人化に向けた取組みと、地域農業ビジョン（人・農地プラン）の策定を推進します。

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、農業振興センターを活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進します。

その際、伊那市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。

また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、農業振興センターにおいて利用集積対象者との協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図ります。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

伊那市は、水稲作を中核とした総合的な農産物供給産地づくりを中心に地域特性、特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- 3 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

更に、伊那市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に務め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ロ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (ハ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (ニ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ハ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。
- ③ 農業協同組合法に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体若しくは農業者年金基金法に掲げる業務を実施する農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 伊那市長への確約書の提出や伊那市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者

がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙5のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 伊那市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」に定める様式による開発事業計画の提出を求めます。
- ② 伊那市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 伊那市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。
- ② 伊那市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、

現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

(5) 要請及び申出

- ① 伊那市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、伊那市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。
- ② 伊那市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときには、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ④ 伊那市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 伊那市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- ② 伊那市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、伊那市は、農用地利用集積計画を定めることができます。
- ④ 伊那市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらの実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について伊那市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (7) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

伊那市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ま

す。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとします。

(9) 公告

伊那市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を公告します。

(10) 公告の効果

伊那市が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければなりません。

(12) 紛争の処理

伊那市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

(13) 農業委員会への報告

伊那市は、解除条件付きの賃借権による使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを伊那市農業委員会に提出するものとします。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 伊那市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 伊那市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとします。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けたものがその勧告に従わなかったとき。

③ 伊那市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を伊那市の公報に記載することその他所定の手段により公告します。

④ 伊那市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなします。

⑤ 伊那市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られない恐れがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地について利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとします。伊那市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとします。

2 農地中間管理事業の実施に関する事項

伊那市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行なう(公財)長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行なうことによって同公社が行なう事業の実施の促進を図る。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 伊那市は、伊那市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとします。

(2) 伊那市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農業振興センター等は情報の提供及び事業の協力をを行い、農地利用集積円滑化団体と連携して農地利用集積円滑化事業を促進するものとします。

4 農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

伊那市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（原則として集落、1～数集落、大字、旧町村）とするものとします。ただし、集落を単位とした区域で農用地改善事業を行うことが困難である場合に、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない範囲において、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を伊那市に提出して、農用地利用規程について伊那市の認定を受けることができます。

② 伊那市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 伊那市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告します。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 伊那市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地に

ついて農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなします。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができるものとします。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 伊那市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 伊那市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）長野県農業開発公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、伊那市農業振興センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

伊那市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農業振興センターに結集する諸機関・団体とともに農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、今後も農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

伊那市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、経営体育成指針等を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的な研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手として新規就農者、女性及び熟年農業者の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確保及び育成を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システム＝労働銀行の整備をするよう検討を進めます。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

伊那市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

- ① 伊那市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営が育成されるよう努めます。
- ② 水稲作については、国際的又は自然的条件によって今後も流動的状況が続くと予想されます。国が示す米政策を有効に活用し、米づくりの本来あるべき姿の実現を目指します。特に、集落における土地利用調整機能の形成を確保しながら集团的土地利用など地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積による効率的作業単位の形成等を促進し、望ましい経営の営農展開に資するよう努めます。
- ③ 伊那市は、国県事業を活用して必要な用排水施設の長寿命化や農業近代化施設の導入等

に努め、効率的かつ安定的な農業経営を目指すための条件整備を進めます。

- ④ 伊那市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

伊那市は、農業関係機関や各種団体で構成される農業振興センターが中心となって推進します。(体制図は別紙3のとおり)

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業振興センターのもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、伊那市は、このような協力の推進に配慮します。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農促進に向けた取組

(1) 就農意欲の醸成に向けた取組

就学段階にある児童及び生徒を対象に、農業に対する興味や理解を深め、職業として農業を選択するよう学校教育と連携をとり、農業体験及び農家実習等の事業を行い就農意欲の高揚を図ります。

農家の後継者等を対象に、就農の可能性がある者を就農候補者として位置付け、その状況を具体的に把握するとともに、就農相談活動を積極的に実施するほか、後継者の就農意欲が高まるよう生産基盤及び生活環境の整備を推進します。

また、本市農業の魅力を積極的に伝えていくため、若者に向けてメディアを経由したPR活動やホームページなどを活用した情報発信をします。

(2) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者を対象とした就農相談会の開催、希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や栽培技術や経営手法等の農業経営に関する情報提供を行う。また、農業分野外の情報についても収集し提供することで、地域での円滑な就農を推進します。

(3) 技術習得のための支援

県機関、農業振興センター会員及び協力団体との連携協力により、農業経営に必要な栽培技術や経営手法等を実践により習得できる内容を提供します。

(4) 定着に向けた取組

いずれ認定新規就農者として、「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置付けられるようにするため、補助金、交付金及び制度資金等の積極的な活用、巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の実施等関わりを持つ中で、本市への定着と就農、さらに安定的な経営体への成長を目指せるように県機関、農業振興センター会員及び協力団体と連携協力し

て取り組みます。

(5) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

① 青年等就農計画制度と普及と認定

新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置できる青年等就農計画制度の普及と各個の認定を行います。

② 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者へは、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、県機関、農業振興センター会員及び協力団体が連携協力し、必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど重点的に支援を行います。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導します。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

伊那市においては、担い手等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散化傾向にあり、必ずしも農地を効率的に利用できる状況にありません。

今後は更に農業従事者の高齢化が進むことが予想されることから、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高めることが重要となっています。農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、

- 1 担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること
- 2 担い手や農地の利用に関する各種情報に精通していること
- 3 農地の利用調整活動など円滑化団体としての業務を実施する体制が整備されていること
- 4 地域農業の現状や課題、農業経営の状況、農地の利用調整の状況等を把握していること
- 5 農地の出してや受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施すること
- 6 関係機関、団体と連携して、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すること等の条件を満たす者が実施するものとします。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

伊那市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は伊那市全域とします。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除きます。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとしします。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む)

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、長野県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、伊那市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、伊那市から承認を得るものとしします。

② 伊那市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとしします。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあ

ったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

- (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、長野県農業会議、伊那市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 伊那市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとします。
 - ④ 伊那市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を伊那市の公報等への記載により公告します。
 - ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用します。
 - ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用します。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 伊那市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとします。
- ② 伊那市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとします。
- ③ 伊那市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができます。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 伊那市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を伊那市の公報等への記載により公告します。

(4) 伊那市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとします。

① 伊那市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとします。

② 伊那市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、伊那市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告します。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとします。

④ 伊那市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとします。

⑤ 伊那市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を伊那市の公報等への記載により公告します。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用します。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先します。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとします。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付け24経営第564号)第8の2の(1)及び別紙7に基づき契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとします。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとします。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとします。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金につ

いては、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではなりません。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとします。
この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えありません。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとします。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとします。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとします。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とします。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、長野県農業大学校、長野県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとします。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努めます。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

別紙1 (第1の3関係)

不利な立地条件のもとで農業経営を展開している中山間地域

地区名	地 域 名
伊那	荒井区内ノ萱、西町区大坊、平沢区、横山区
富県	上新山区、北新区
美篤	
手良	全地域
東春近	
西箕輪	吹上区、羽広区、上戸区、中条区、与地区
西春近	小出二区、小出三区、沢渡区柳沢
高遠町	全地区
長谷	全地区

別紙2 (第4の1 (2) 関係)

1 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>原則として利用権が設定される日からその日の属する年の3年後、6年後、9年後、10年後、12年後、15年後の12月31日までのいずれかとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧農地の生産条件等を勘案して算定する。地の近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を交換するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受けるものが当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額、またはその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、伊那市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定める。</p>

2 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は飼養貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

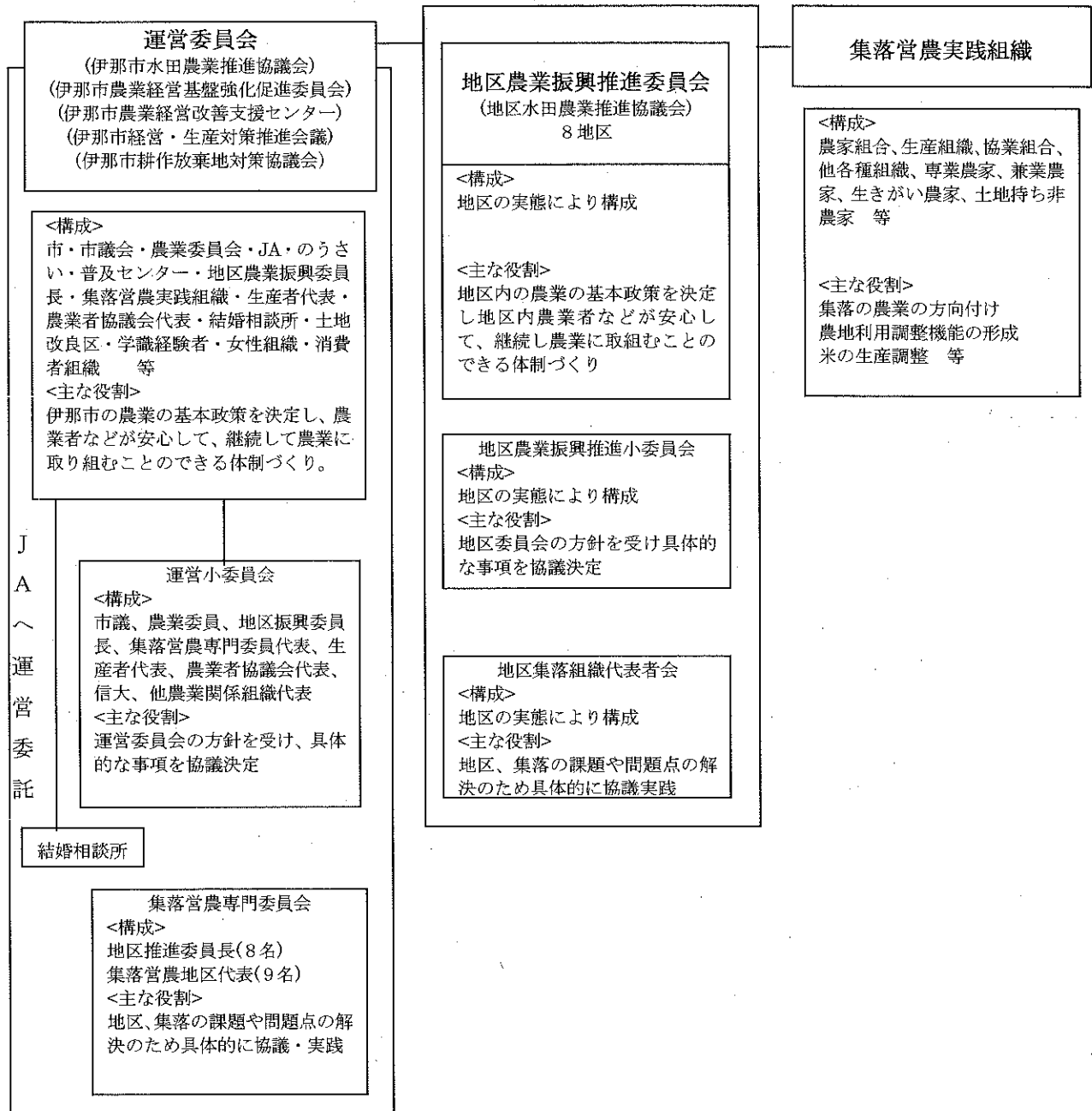
3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等の他、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に批准して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われた時は、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づき、法律関係は失効するものとする。

伊那市農業振興センター組織体制



別紙4 (第4の1の(1)の⑥関係)

利用権の設定を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定を行うものとする。

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298号第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は追う教養に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第455号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は、畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合……法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため、利用権の設定等を受ける場合……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- 2 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 3 土地改良法(昭和24年法律195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号もしくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合……その土地を効率的に利用することができることと認められること。